

リネンサプライ業に係わる洗濯施設及び設備に関する衛生基準認定制度

実地調査チェックリスト（補足説明付き）

- 「補足説明付き」の実地調査チェックリストは、調査員が実地調査に当たる際の調査のポイント等の参考となる事柄を書き加えた内部資料です。（「補足説明」は下線で表示した箇所です。）
なお、「補足資料①」（9頁）と「補足資料②」（16頁）は主に申請者向けの説明箇所です。）

申請者が、申請時に行う「自己チェック」の際の参考に資するため、これを公表しています。

受 理 番 号	
施 設 名 称	
所 在 地	
処 理 重 量	t / 日
所 属 支 部 名	
調 査 員	(正) 印
	(副) 印

●[補足説明]、[補足資料]は下線部分です。

基本的確認事項

『衛生基準認定制度』全般に関する基本的確認事項	基本的確認事項のチェックポイント
<p>◎ リネンサプライ業に係わる洗濯施設及び設備に関する衛生基準認定制度を理解していること。</p> <p>◎ 「倫理綱領」の内容を理解し、その定めを守ること。</p> <p>◎ 「認定制度運営規程」及び「認定制度実施要綱」の内容を理解し、その定めを守ること。</p>	<p>○(一社)日本リネンサプライ協会の『リネンサプライ業に係わる洗濯施設及び設備に関する衛生基準認定制度』(規程集)が備えられていることを確認する。 適□・否□</p> <p>○申請施設の責任者にヒアリングを行い「倫理綱領」の趣旨を理解し、その定めを守る決意があるかを確認する。 適□・否□</p> <p>○「倫理綱領」の周知徹底を図るため、施設内の必要箇所(事務所、工場、休憩所等の目につき易い箇所)に掲示されているかを確認する。 適□・否□</p> <p>○申請施設の責任者にヒアリングを行い「認定制度運営規程」及び「認定制度実施要綱」の内容を理解していることを確認する。 適□・否□</p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
<p>◎ 関係諸法令等の遵守</p> <p>【倫理綱領】 (法令等の遵守) 会員は、関係諸法令等を遵守しなければならない。</p> <p>※申請者が(社)日本リネンサプライ協会の会員でない場合の取扱いに関する規定</p> <p>【認定制度運営規程】 (認定要件) 第2条 リネンサプライ業を営む事業者(以下「事業者」という)の申請に基づき、当該事業者により提供されるリネンサプライサービスが、協会が別に定める基準(以下「認定基準」という)に適合しており、かつ、当該事業者が会員である場合、または協会倫理綱領の内容を遵守するものである場合(その場合は倫理綱領中の「会員」を「事業者」と読み替える)及び別に定める資格要件を満たす場合のみ認定する。</p> <p>【認定制度実施要綱】 1. 事業者の資格要件 リネンサプライ業に係わる洗濯施設及び設備に関する衛生基準(以下「衛生基準」という)について認定を受ける事業者は、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>① 事業者の経歴及び経営状況が正常かつ良好であること ② 継続的なリネンサプライサービスの提供が可能であること ③ クリーニング業法その他関係諸法令等を遵守するものであること ④ 認定の取り消しを受けた事業者にあつては、認定の取り消し後2ヵ年以上を経過していること ⑤ 事業者がリネンサプライ業以外の事業を営む場合には、それらがリネンサプライ業の社会的信用を損なうものでないこと</p>	<p>○関係諸法令遵守の状況を確認するため次の書類等を確認する。 ※印は届出不要(社内掲示・保管) *別紙「関係諸法令遵守状況確認一覧表」にて申請者の記入内容に誤りが無いかを現物を見て確認する。</p> <p>[補足説明] ●法令集等は、できるだけ新しいものを揃えるよう指導する。</p> <p>《保健所関係》</p> <p>1 クリーニング所の届出書 適□・否□ 2 クリーニング師の資格を証する書類 適□・否□ 3 クリーニング師研修修了の記録 適□・否□ 4 クリーニング業法関係法令集 適□・否□</p> <p>[補足説明] ●<u>クリーニング師が、3年以内に研修を受けていることを確認する。</u> <u>(参考)クリーニング師は、業務に従事した後1年以内に法第8条の2の規定による研修を受けるものとする。～前項の研修を受けた後は、3年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。(クリーニング業法施行規則第10条の2)</u></p> <p>《労働基準監督署関係》</p> <p>1 総括安全衛生管理者選任報告(従業者300名以上) 適□・否□ 2 安全管理者選任報告(従業者50名以上) 適□・否□ 3 衛生管理者選任報告(従業者50名以上) 適□・否□ 4 産業医選任届(従業者50名以上) 適□・否□</p> <p>[補足説明] ●<u>医師免許証の確認までは求めない。</u></p> <p>5 安全衛生推進者選任(従業者10名以上50名未満)※ 適□・否□ 6 安全衛生委員会等の記録(重要議事録を3年間保存)※ 適□・否□ 7 有機溶剤作業主任者選任 ※【ドライクリーニング】 適□・否□ 8 ボイラー取扱作業主任者選任 ※ 適□・否□ 9 ボイラー設置届・報告/ボイラー検査証 適□・否□ 10 第一種圧力容器設置届/第一種圧力容器検査証 適□・否□ 11 エレベーター設置届(1トン以上)/エレベーター検査証 適□・否□ 12 特殊健康診断個人票報告【ドライクリーニング】 適□・否□ 13 クレーン設置報告(0.5トン以上3トン未満) 適□・否□ 14 安全データシート(SDS) 適□・否□ 15 労働安全衛生関係法令集 適□・否□</p> <p>《都道府県/市町村関係》</p> <p>1 特別管理産業廃棄物管理責任者選任 ※【ドライクリーニング】 適□・否□ 2 特定施設設置届(水濁法・下水道法) 適□・否□ 3 ばい煙発生施設設置届 適□・否□ 4 産業廃棄物管理票(マニフェスト)※ 適□・否□ 5 建築確認書(完成検査済証) 適□・否□</p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
	<p>6 電気主任技能者選任報告書 適□・否□</p> <p>7 工場認可書（条例等により必要とされる場合） 適□・否□</p> <p>8 エネルギー管理指定工場・エネルギー管理員関係の書類 （エネルギー使用量原油換算により必要とされる場合） 適□・否□</p> <p>9 テトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する書類【ドライクリーニング】 適□・否□</p> <p>10 環境公害、PRTR法関係法令集 適□・否□</p> <p>《消防署関係》</p> <p>1 防火管理者選任報告（従業者50名以上） 適□・否□</p> <p>2 自衛消防訓練通知書（従業者50名以上） 適□・否□</p> <p>3 消防計画（従業者50名以上） 適□・否□</p> <p>4 消防設備配置図 適□・否□</p> <p>5 消防訓練届出 適□・否□</p> <p>6 危険物関係届</p> <p> a. 危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置許可申請書 適□・否□</p> <p> b. 少量危険物貯蔵所・取扱所設置届 適□・否□</p> <p> c. 危険物保安監督者選任届 適□・否□</p> <p>7 漏電警報機届出（面積：300㎡以上） 適□・否□</p> <p>8 消防関係法令集 適□・否□</p> <p>《各種法定自主点検記録等》</p> <p>1 ボイラー 適□・否□</p> <p>2 第一種圧力容器 適□・否□</p> <p>3 危険物一般取扱所 適□・否□</p> <p>4 危険物貯蔵所 適□・否□</p> <p>5 消防用設備 適□・否□</p> <p>6 ばいじん濃度測定 適□・否□</p> <p>7 エレベーター 適□・否□</p> <p>8 電気設備（受電圧6,600V以上） 適□・否□</p> <p>9 排水分析表 適□・否□</p> <p>10 遠心機械 適□・否□</p> <p>11 乾燥設備 適□・否□</p> <p>12 第二種圧力容器（ロール機） 適□・否□</p> <p><u>[補足説明]</u></p> <p>●10～12は、令和4年度に新たに追加（当面、6ヶ月以内に自主点検実施報告を提出することを認める。）</p> <p>《契約書／その他》</p> <p>1 産業廃棄物処理委託契約書（許可証の期限） 適□・否□</p> <p><u>[補足説明]</u></p> <p>●処理業者の許可期限を確認する。</p> <p>2 特別管理産業廃棄物処理委託契約書（許可証の期限）【ドライクリーニング】 適□・否□</p> <p>3 排水に係わる自治体等との協定書 適□・否□</p> <p>4 溶剤の使用に係わる保守管理点検表【ドライクリーニング】 適□・否□</p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント										
<p>◎ 苦情処理体制の整備と迅速的確な対応</p> <p>【倫理綱領】 (苦情の処理) 会員は、リネンサプライサービスの提供に際し、サービス利用者の苦情に適切かつ迅速な処理を行い得るよう、苦情処理体制を確立しなければならない。また、その再発防止及び改善に最善の努力を払うものとする。</p> <p>【認定制度運営規程】 (苦情処理) 第12条 協会は、認定を行ったリネンサプライサービスに係わる苦情について、これを厳正かつ公正、公平に解決することにより、利用者の保護を図り、もって、リネンサプライサービスの質の向上に努めるものとする。</p> <p>(1) クリーニング師の役割</p> <p>① 公衆衛生及びリネン類の洗濯処理に関する専門知識等を有し、クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるクリーニング師が存在すること。</p> <p>② クリーニング師は、以下に掲げる施設、設備及び器具の衛生管理、リネン類の消毒、洗濯等の適正な処理等について、常に指導的な立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めていること。</p> <p>(2) 施設及び設備等</p> <p>◎ ドライクリーニング処理が無い場合は、[ドライクリーニング]の項目をチェックする必要がない。 (但し[一部ドライクリーニング]の項目は、「ランドリー処理」にも該当する項目)</p> <p>① 隔壁等により外部と区分されていること。</p> <p>② 隔壁等により休憩室、食堂、便所等の施設及び他の営業施設と区分されていること。</p> <p>③ 原則としてリネンサプライに類する洗濯物（以下「リネン類」という）のみを取り扱う専用施設であること。なお、他の洗濯物もあわせて取り扱う場合は、リネン類の処理に係わる各施設（入荷場、選別場、洗濯場、仕上場及び出荷場等）がリネン類専用のものであり、隔壁等により他の洗濯物に係わる各施設と区分されていること。</p> <p>④ リネン類の処理に係わる各施設は、洗濯物の処理及び衛生保持に支障を来たさない程度の広さ及び構造であって、未洗濯のリネン類と洗濯後のリネン類が交差することのないよう隔壁等により区分されていること。</p>	<p>○ 苦情処理体制が確立され迅速的確な対応が行われていることを以下の書類等で確認する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 苦情・問合せ等への対応図</td> <td>適<input type="checkbox"/>・否<input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>2 苦情処理体制図</td> <td>適<input type="checkbox"/>・否<input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>3 苦情に関しての緊急連絡先一覧表</td> <td>適<input type="checkbox"/>・否<input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>4 苦情受付記録簿</td> <td>適<input type="checkbox"/>・否<input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>5 苦情処理記録票</td> <td>適<input type="checkbox"/>・否<input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>○ クリーニング師にヒアリングを行い、その役割を十分に理解し、その実践に努めていることを確認する。 適<input type="checkbox"/>・否<input type="checkbox"/></p> <p>◎ ドライクリーニング処理の場合は、15ページにより関連項目を一括してチェックする。 ドライクリーニング処理設備の有無について 有<input type="checkbox"/>・無<input type="checkbox"/></p> <p>○ 入荷から出荷までの全ての作業区域（クリーニング所）が建物内に収まっていることを確認する。 適<input type="checkbox"/>・否<input type="checkbox"/></p> <p>[補足説明]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>建物は、建築確認済証、検査済証等を得た建築物でなければならない。（テント倉庫建築物（告示667号）の場合は、用途が倉庫に限定されていることを確認する。）</u> ● <u>建築物のひさしの下・軒下・壁が無い部分は建物内の扱いとしない。</u> ● <u>例外的に、品物がハードボックスにより建物の外（敷地内）に出ることを認めている。（敷地外の道路を横断して移動することは認めない。）</u> <p>○ 隔壁等により休憩室、食堂、便所等が区分されていることを確認する。 適<input type="checkbox"/>・否<input type="checkbox"/></p> <p>○ リネン類の専用施設か否かを確認する。 <input type="checkbox"/> 専用施設である <input type="checkbox"/> 専用施設でない</p> <p>・ 専用施設でない場合は、下記要件をいずれも満たすことを確認する。 適<input type="checkbox"/>・否<input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 各処理施設がリネン類専用のものである。 <input type="checkbox"/> 隔壁等により他の洗濯物に係わる各施設と区分されていること。 <p>[補足説明]（専用施設要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>一般のリネン類と「貸おむつ」を、両者に係わる施設の区分がなされないまま取り扱っていた施設の例は不合格</u> ● <u>一般のリネンとホームクリーニングを取り扱う工場で、両者に係わる施設の区分がなされていない</u> 	1 苦情・問合せ等への対応図	適 <input type="checkbox"/> ・否 <input type="checkbox"/>	2 苦情処理体制図	適 <input type="checkbox"/> ・否 <input type="checkbox"/>	3 苦情に関しての緊急連絡先一覧表	適 <input type="checkbox"/> ・否 <input type="checkbox"/>	4 苦情受付記録簿	適 <input type="checkbox"/> ・否 <input type="checkbox"/>	5 苦情処理記録票	適 <input type="checkbox"/> ・否 <input type="checkbox"/>
1 苦情・問合せ等への対応図	適 <input type="checkbox"/> ・否 <input type="checkbox"/>										
2 苦情処理体制図	適 <input type="checkbox"/> ・否 <input type="checkbox"/>										
3 苦情に関しての緊急連絡先一覧表	適 <input type="checkbox"/> ・否 <input type="checkbox"/>										
4 苦情受付記録簿	適 <input type="checkbox"/> ・否 <input type="checkbox"/>										
5 苦情処理記録票	適 <input type="checkbox"/> ・否 <input type="checkbox"/>										

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
<p>⑤ 採光、照明及び換気が十分行える構造設備であること。</p> <p>⑥ 洗濯場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。</p> <p>⑦ 水洗いによる洗濯物の処理（以下「ランドリー処理」という）を行うクリーニング所の洗濯場の床面は、容易に排水ができるよう適当な勾配を有し、排水口が設けられていること。</p> <p>⑧ 有機溶剤を使用しての洗濯物の処理（以下「ドライクリーニング処理」という）を行うクリーニング所には、局所排気装置等の換気装置を設ける。有機溶剤使用に伴い生じる従業員の健康保持への責任と、悪臭等による周辺への影響についても配慮すること。[ドライクリーニング]</p> <p>⑨ リネン類を適正に処理できる業務用設備として、必要に応じ消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレス、給湯に係わる機械または器具類が備えられていること。</p> <p>⑩ リネン類の処理のために使用する消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等を専用に保管する保管庫、または戸棚等が設けられていること。</p>	<p><u>施設の例は不合格</u></p> <p>●<u>施設内の明確に限定区分された一部分を他の用途に使用している場合に、これを申請「対象外」として認めた例がある。</u></p> <p>○リネン類の処理に係わる各施設において未洗濯、洗濯後の区分が明確になされていること 適□・否□ ことを確認する。 ＊未洗濯のリネン類と洗濯後のリネン類の交差を防ぐ隔壁については、固定されていることと高さが180cm以上であることを確認する。 【現場確認写真①】</p> <p>[補足説明]</p> <p>●<u>隔壁等の構造基準（H1.11.29改正 協会HPを参照）</u></p> <p>(1) <u>隔壁等（未洗濯のリネン類と洗濯後のリネン類が交差することのないように区分するために設けられるものをいう。）は、半永久的な材質により設置しなければならない。また、隔壁等は、高さ180cm以上で、床に固定された構造物であって、ワゴンの衝突等の衝撃に耐えられる程度の十分な強度を有する構造（ワゴンが隔壁等に衝突しないようにする構造体の設置等を含む。）でなければならない。</u></p> <p>(2) <u>美観や安全確保等のために、透明性のあるビニールシート（軟質塩化/PVC、厚手のもの）で隔壁等を設置する場合は、ワゴンが隔壁等に衝突しないようにするための保護バーや保護金物等を併設しなければならない。（ブルーシート、布等は認められない。）</u></p> <p><u>(参考) 認定施設における改善措置</u></p> <p><u>過去に認定を受けた施設で、ビニールシートを活用した隔壁等があり、その使用を継続する場合には、速やかにその構造や強度等を確認の上、必要に応じてワゴンの衝突等の衝撃に耐えられる程度の十分な強度を有する構造（ワゴンが隔壁等に衝突しないようにする構造体の設置を含む。）にするための改補修を行うものとする。</u></p> <p>●<u>各作業区域の境界の扉は「自動閉」とする。</u></p> <p>●<u>汚染作業区域内を清潔品がコンベアで通過する場合、又は清潔作業区域内を汚染品がコンベアで通過する場合は、コンベアには覆いが必要だが、180cm以上の高さで設置されている場合は覆いは必須ではない。</u></p> <p>●<u>入出荷場のプラットホームの車止めは、入荷ワゴンと出荷ワゴンが接触しないように設置する。（車止めの高さ不足のためにワゴンの接触が防げないことから、車止めを二重に設置した例がある。）</u></p> <p>○洗濯場の清掃が容易に行える構造であることを確認する。 適□・否□</p> <p>○洗濯場は容易に排水ができる構造になっていることを確認する。 適□・否□</p> <p>○工場機械設備配置図（レイアウト図）通りであるか否かを現場で確認する。 適□・否□</p> <p>○現物を見て運搬を適切に行っているかを確認する。 適□・否□</p> <p style="margin-left: 20px;">□ 清潔、不清潔物が間仕切等により車内で区分されているもの。</p> <p style="margin-left: 20px;">□ 清潔、不清潔物は容器等でそれぞれ区分されているもの。</p> <p style="margin-left: 20px;">□ 清潔、不清潔物が混載しないよう車両の運用により区分しているもの。</p> <p style="margin-left: 20px;">□ 清潔車、不清潔車を独立した車両で使用しているもの。</p> <p>○換気設備が適正（5回転以上/h）に設けられているかを確認するとともに、有機溶剤使用に伴い生じる従業員の健康保持への責任と悪臭等による周辺への影響について配慮 適□・否□</p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
<p>⑪ リネン類を運搬する車両は、未洗濯のリネン類と清潔なリネン類とを区分できる機能を有するものであること。</p> <p>⑫ 汚染のおそれのない場所に清潔なリネン類を保管する設備を有すること。</p> <p>⑬ 有機溶剤の清浄化に伴って生じるスラッジ等の廃棄物を入れる蓋付きの容器を備えること。 【ドライクリーニング】</p> <p>(3) 施設、設備及び器具の管理</p> <p>① クリーニング所内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。</p> <p>② クリーニング所内を、次の区分に分類し、従業者が各区域を容易に認識できるようにすること。</p> <p>a) 入荷場、選別場等の未洗濯のリネン類がある作業区域 b) 消毒場、洗濯場等の洗濯処理中のリネン類がある作業区域 c) 乾燥場、仕上場等の洗濯後のリネン類がある作業区域 d) 出荷場等の処理済みのリネン類がある作業区域</p> <p>③ クリーニング所内は、ねずみ・昆虫等が生息しない状態に保つこと。</p> <p>④ クリーニング所内は、採光及び照明を十分に行い、常に適正な照度（300ルクス以上）が維持されるようにすること。</p> <p>⑤ クリーニング所内は、十分に換気をする。特に、ドライクリーニング処理を行う施設については、気化した有機溶剤の換気または回収に留意すること。【一部ドライクリーニング】</p> <p>⑥ クリーニング所内外は、常に排水がよく行われるようにすること。</p> <p>⑦ 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレス、給湯に係わる機械または器具類は、常に保守点検を行い、適正に使用できるように整備しておくこと。</p>	<p>されていることを確認する。【ドライクリーニング】</p> <p>○スラッジ等の廃棄物を入れる蓋付きの容器を備えていることを確認する。 適□・否□ 【ドライクリーニング】</p> <p>○『清掃マニュアル』と毎日の『清掃記録』により清掃が確実に行われていることを確認する。 適□・否□</p> <p>○施設補修が必要となる場合に備え『補修業者のリスト』を作成準備していることを確認する。 適□・否□</p> <p>○隔壁等により各作業区域が区分されていることと、従業者に分かり易く表示されていることを確認する。 適□・否□</p> <p>* a) の入荷場、選別場等の汚染作業区域と、b) の消毒場、洗濯場等の準汚染作業区域と、c) 及びd) の乾燥場、仕上場、出荷場等の清潔作業区域は、それぞれ隔壁等により未洗濯のリネン類と洗濯後のリネン類が交差することのないよう区分されていること。 【現場確認写真②】 【補足説明】 【現場確認写真】「汚染作業区域」「準汚染作業区域」「清潔作業区域」の表示が、各作業区域の内部及び入口扉付近の両方に掲示されていることを示す写真。（なお、入口扉付近の表示は「これより○○区域」又は「この先○○区域」とする。）</p> <p>* 上記の作業区域を区分する隔壁等に設ける扉は自動的に閉じる構造であること。 【現場確認写真③】</p> <p>* c) と d) は境界線等による区分で可とする。 【補足説明】 【現場確認写真】全ての作業区域の「入口扉付近の写真」（各1枚）及び「区域内部の写真」（各1枚）。 【現場確認写真】「自動閉」の仕組み・構造が推認できる写真。</p> <p>○『害虫駆除実施記録』を確認し、6ヶ月ごとに1回以上の害虫予防対策が行われていることを確認する。 適□・否□</p> <p>○採光及び照明が適切に行われていることを確認する。 適□・否□</p> <p>* 選別場、洗濯場、仕上場、出荷場等はリネン類の品質管理に必要な照度が維持されていること。 【補足説明】照度検査の実施記録簿の確認を行う。 <u>（参考）「事業者は室（労働者を常時就業させる室）の作業面の照度を次の基準に適合させなければならない。また、定期的に点検しなければならない。（点検の頻度は6ヶ月に1回、300ルクス）（労働安全衛生規則 等）</u></p> <p>○換気が適切に行われているかを確認する。 適□・否□</p> <p>○気化した有機溶剤の換気または回収が適切に行われているかを確認する。 適□・否□ 【ドライクリーニング】</p> <p>○有機溶剤の漏出を防ぐ十分な点検体制があることを確認する。 適□・否□ 【ドライクリーニング】</p> <p>○クリーニング所内外の排水に不適合がないことを確認する。 適□・否□</p> <p>○『機械設備保守点検マニュアル』が作成され、機械または器具類の整備が適正に行われていることを『機械設備保守点検実施表』及び『機械設備修理記録簿』により確認する。 適□・否□</p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
<p>⑧ 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレス、給湯に係わる機械または器具類、作業台、運搬・集配容器等でリネン類が接触する部分（仕上げの終わったリネン類の格納設備または容器を除く）については、少なくとも1週間に1回以上清掃すること。また、これらについては、適宜消毒を行うこと。</p> <p>⑨ ドライクリーニング処理用の洗濯機等は、有機溶剤の漏出がないよう常に点検し、使用中もその漏出の有無について留意すること。【ドライクリーニング】</p> <p>⑩ プレス機等の被布は、清潔な白布を使用すること。</p> <p>⑪ 作業に伴って生じる繊維くず等（乾燥機等から集塵される「リントくず」等）の廃棄物は、専用容器に入れ処理すること。</p> <p>⑫ 清掃用具は専用の場所に保管すること。</p> <p>⑬ 営業者（管理人を含む。以下同じ）またはクリーニング師等は、毎日クリーニング所の施設設備及び器具の衛生全般について点検管理すること</p>	<p>○『清掃・消毒マニュアル』が作成され、機械または器具類等の清掃及び消毒が適切に行われていることを『清掃記録』及び『消毒実施記録簿』等により確認する。 ※消毒についてはマニュアル通りの頻度で実施されていること。 適□・否□</p> <p>機械または器具類……… _____日に1回の割合で実施 作業台……… _____日に1回の割合で実施 運搬・集配容器……… _____日に1回の割合で実施 運搬車両……… _____日に1回の割合で実施 実施頻度を記入</p> <p>○『交換記録』または現物を見て交換日が適切であることを確認する。 適□・否□</p> <p>○適切に取り扱われていることを確認する。 適□・否□</p> <p>○各作業区域ごとに保管場所が設けられていることと、それぞれ専用の用具が備えられていることを確認する。 適□・否□</p> <p>○『工場管理日誌』等により点検管理が全般にわたっていることを確認する。 適□・否□ ※別掲の「工場管理日誌」（サンプル）を参照</p>
<p>(4) リネン類の管理及び処理</p> <p>① リネン類の集配、保管等は未洗濯のもの、洗濯済みのもの及び仕上げの終わったものに区別して衛生的に取り扱うこと。</p>	<p>○未洗濯のリネン類と洗濯済みのリネン類が明確に区別され、洗濯済みのリネン類が直接床面に置かれることなく、常に衛生的に取り扱われていることを確認する。 適□・否□</p> <p>*ロールアイロナー等の仕上機に投入するリネン類のストックが直接床面に触れるような構造でないこと。 【現場確認写真④】</p> <p>[補足説明]</p> <p>●<u>シーツ、デュベカバー、ピロケース、ガウン等工場で行う全てのリネン類の写真を撮影する必要がある。</u></p> <p>【現場確認写真】・<u>全ての投入機等の台数分の投入写真（作業者の足元、リネン類のストック状況が分かるもの。）。</u></p> <p>・<u>投入時、床面の「従業者の足」と「リネン類」の位置を区分けするため、それぞれの位置の色を変えたり、境界に線を引いて、境界を越えずに作業していることを示す写真。（最近、タオル類を受けるためのプランター（植栽用）等を床面から離して設置する例が増えている。足先がプランター下部に入ることから労働安全上も有効と考えられる。）</u></p> <p>・<u>床に専用シート等を敷き、その上にリネン類をストックしている場合は、シートの表裏が誰でも一目で分かるように配慮されていることを示す写真。</u></p> <p>・<u>写真撮影に当たっては、従業者の服装（ユニフォーム、帽子、履き物等）が、その工場のマニュアル等（会社のルール）に反していないか留意する。</u></p> <p><u>（注）工場のルールでユニフォームや帽子の着用を求めているのに、提出写真に私服や無帽の従業者が写っていることがある。</u></p> <p>*準汚染作業区域内に未洗濯のリネン類と洗濯済みのリネン類が混在する場合は、明確に区分けして取り扱うとともに、区域内にリネン類が滞貨することの無いよう管理すること。</p> <p>*準汚染作業区域内においては、未洗濯のリネン類専用のワゴンと洗濯済みのリネン類専用のワゴンを表示（クリップ止め等取り外し可能なものは不可）して使用し、未洗濯のリネン類用のワゴンにはカバーを付けること。 【現場確認写真⑤】</p> <p>*機械設備等のレイアウトの都合により、止む無く清潔作業区域内を未洗濯のリネン類を通過させざるをえない、もしくは汚染作業区域内を洗濯後のリネン類を通過させざるをえない場合は、専用の密閉できる構造のハードボックスを使用して行うこと。</p> <p>[補足説明]</p> <p>●<u>未洗濯のリネン類用のワゴンの上部に付けるカバーは「格子状の中が見えるようなもの」でもよい。</u></p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
<p>② リネン類は、その種類及び汚れの程度に応じた選別を行い、別々に区別して処理すること。</p> <p>③ 使用済みのリネン類については、指定洗濯物を別に区分して取り扱うこと。指定洗濯物については、その他のリネン類と区別して消毒するか、消毒の効果を有する洗濯方法により処理し、これが終了するまでは、その他のリネン類と接触しないよう区分すること。</p> <p>④ 入荷したリネン類の選別または除じん等の作業は、洗濯済みのものを汚染することのないように行うこと。</p> <p>⑤ リネン類の処理は、その種類及び汚れの程度に応じ適正な洗濯方法により行うこと。 a) ランドリー処理する場合には、適当な洗剤及び薬剤（漂白剤、酵素剤、助剤）を選定、使用し、処理工程、処理時間を適正に調整して行うこと。 b) ドライクリーニング処理する場合には、選定した有機溶剤に水、洗剤等を適量に混合したものを使用し、処理時間、温度等を適正に調整して行うこと。【ドライクリーニング】</p> <p>⑥ ランドリーの処理の本洗には、60℃以上の温水を使用すること。</p> <p>⑦ ランドリー処理のすすぎには、清浄な水を使用して少なくとも3回以上行うこと。</p> <p>⑧ ドライクリーニング処理の乾燥は、乾燥機等の装置内で、使用した有機溶剤の種類等に応じて行うこと。【ドライクリーニング】</p> <p>⑨ リネン類の処理に使用した洗剤、有機溶剤及びしみ抜き薬剤等が、仕上げの終わったリネン類に残留することがないようにすること。【一部ドライクリーニング】</p> <p>⑩ 仕上げ作業は、手指を清潔にし、清潔な作業衣等を着用して行うこと。</p> <p>⑪ 仕上げの終わったリネン類については、処理が適正に行われたかどうか確認すること。</p> <p>⑫ 仕上げの終わったリネン類の保管は、包装するか、または格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に行うこと。</p> <p>⑬ 営業者またはクリーニング師等は、クリーニング所におけるリネン類の処理及び取り扱いが衛生上適切に行われていることを確認し、その衛生保持に努めること。</p> <p>(5) 洗剤及び溶剤等の管理</p> <p>① 消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等は、それぞれ分類して表示し、所定の保管庫または戸棚等に保管すること。【一部ドライクリーニング】</p>	<p><u>【現場確認写真】</u> ハードボックスを使用している場合は、使用台数、ハードボックスの仕様（材質、キャスター付き等）が確認できる写真。</p> <p>○リネン類の選別が適正に行われ、それぞれ区分して処理されているかを確認する。 適□・否□</p> <p>○指定洗濯物（タオル類）が原則として、その他のリネン類と区分して取り扱われていることを確認する。（回収時に混合の場合は入荷後の仕分けで区分する） *未洗濯の指定洗濯物については、その他のリネン類と接触しないよう隔壁や通路等により区分された専用の保管場所を設け、「指定洗濯物置場」と表示すること。 【現場確認写真⑥】</p> <p><u>【補足説明】</u> <u>【現場確認写真】</u>「指定洗濯物置場」を床面のラインで区分表示している場合は、ラインとリネン類が写って、その状況が分かるような写真。</p> <p>○選別又は除じん等の作業場と洗濯済みのリネン類がある作業区域とは隔壁等により区分されていること。 適□・否□</p> <p>○適正な洗濯方法により行っていることを確認する。 適□・否□</p> <p>○洗濯工程の『マニュアル』が機械に掲示されていることを確認する。 適□・否□ 【一部ドライクリーニング】</p> <p>○遵守されていることを確認する。 適□・否□</p> <p>○機械に掲示されている洗濯工程のマニュアルにて確認する。 適□・否□</p> <p>○現物にて乾燥していることを確認する。【ドライクリーニング】 適□・否□</p> <p>○現物を見て仕上げの終わったリネン類に残留が無いことを確認する。【一部ドライクリーニング】 適□・否□</p> <p>○『衛生管理マニュアル』等の規定により、必要箇所に手洗等の設備が設けられ、清潔な手指で仕上げ作業が行われていることを確認する。 適□・否□ *手洗等の設備を必要とする箇所は、作業所の出入口、汚染作業区域から準汚染作業区域への入口、準汚染作業区域から清潔作業区域への入口等とし、表示等により実施の徹底が図られていること。</p> <p>○『標準作業書』の記述通りの処理が行われているかを確認する。 適□・否□</p> <p>○衛生的に汚染することなく保管されているか確認する。 適□・否□</p> <p>○衛生保持が適切になされていることを確認する。 適□・否□</p> <p>○現物を見て種類別に表示し戸棚等に保管されていることを確認する。 適□・否□ 【一部ドライクリーニング】</p> <p>○有毒性があるかつ危険な薬剤については、種類別に表示された専用の保管庫を設け、入出庫時以外は施錠されていることを確認する。 適□・否□</p> <p>○上記の特定の薬剤の取り扱いに関しては、管理責任者が選任され保管庫に管理責任者の名前が表示されていること。また、『在庫管理記録簿』で受け払いが記録され</p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
<p>② ランドリー処理において使用する水は清潔なものであること。</p> <p>③ ドライクリーニング処理に使用する有機溶剤は、清浄なものであること。【ドライクリーニング】</p> <p>④ 有機溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。【ドライクリーニング】</p> <p>⑤ 使用中または使用後の有機溶剤は、溶剤中に分散された汚れを除去するために清浄化を行うこと。この場合、濾過または吸着により有機溶剤の清浄化を行っても清浄にならないものは、蒸留するかまたは新しい溶剤に交換すること。【ドライクリーニング】</p> <p>⑥ ドライクリーニング処理を行う場合は、洗浄効果を高めるため、溶剤中の洗剤濃度及び溶剤相対湿度を常に点検し、適正な濃度及び湿度の維持に努めること。【ドライクリーニング】</p> <p>⑦ 有機溶剤の清浄化に使用したフィルター等を廃棄する場合は、専用の蓋付き容器に納め処理すること。【ドライクリーニング】</p> <p>⑧ 有機溶剤を含有するしみ抜き薬剤は、密閉できる容器に入れて使用し、それ以外のしみ抜き薬剤は、適正濃度に調整して使用すること。【一部ドライクリーニング】</p> <p>⑨ 営業者またはクリーニング師は、各種の洗剤、有機溶剤等の特性及び適正な使用方法について従業者に十分理解させ、その保管及び取り扱いを適正にすること。</p> <p>(6) 業務の案内書 業務の案内書が作成されており、下記の事項が明記されていること。 a) クリーニング所の施設及び設備の概要 b) 管理体制 c) 取扱いリネン類の品目</p> <p>(7) 標準作業書、作業日誌等 標準作業書、作業日誌等を作成し、適切に保管すること。 a) 標準作業書 取扱いリネン類ごとに、入荷、選別、洗濯、仕上、出荷、保管、運搬及び施設内の清潔保持の各業務について、作業手順が記載されていること。</p>	<p>ていることを確認する。 【現場確認写真⑦】</p> <p>[補足説明] ● <u>種類別に表示された専用の保管庫（施錠できるもの）で保管すべき「有毒性があるかつ危険な薬剤」としては、「毒物及び劇物取締法」に定める毒物、劇物等のほか、人の健康を害するおそれや漏洩した場合に環境に悪影響を及ぼすおそれのある洗剤や溶剤等を、できるだけ幅広く保管対象に加え適切に管理することが重要である。</u> <u>（例）次亜塩素酸ナトリウム、酸素系粉末漂白剤（過炭酸ソーダ）など。</u> 【現場確認写真】「施錠」の写真。（表示が小さいときは、別に拡大写真を添付）</p> <p>○現物を見て清潔な水を使用していることを確認する。 適□・否□ *井戸水を使用している場合は年1回を基準とした『水質検査の記録』で確認する。</p> <p>○現物を見て使用している有機溶剤が清浄なものであることを確認する。 適□・否□ 【ドライクリーニング】</p> <p>○適宜新しいフィルターに交換される等、常に清浄な溶剤が得られていることを確認する。（交換記録の作成）【ドライクリーニング】 適□・否□</p> <p>○有機溶剤の清浄化及び交換のために一定の基準が設けられているなど適切な対応がなされていることを確認する。【ドライクリーニング】 適□・否□</p> <p>○清浄効果を高めるための一定基準が設けられているなど適切な対応がなされていることを確認する。【ドライクリーニング】 適□・否□</p> <p>○『廃棄記録』等により、使用したフィルターの廃棄が適正行われていることを確認する。【ドライクリーニング】 適□・否□</p> <p>○有機溶剤を含有するしみ抜き薬剤の容器を確認するとともに、それ以外のしみ抜き薬剤の使用濃度を確認すること。【一部ドライクリーニング】 適□・否□</p> <p>○従業者に対し十分な教育がなされていることを確認する。 適□・否□</p> <p>○申請書類に含まれている『業務の案内書』の記載内容に相違ないかを確認する。 適□・否□</p> <p>○申請書類に含まれている『標準作業書』の記載内容通りの作業が行われているかを確認する。 適□・否□</p> <p>○作業部署ごとに標準作業の内容を記した『作業マニュアル』が掲示されていることを確認する。 適□・否□</p> <p>[補足資料①]（「補足資料」は、申請者向けの説明として公表されているものです。） ●「標準作業書」は、作成要領「リネン類の洗濯に係る標準作業書作成（例）」（協会HPに掲載）を参照（HPの掲載例をそのまま流用することは不可）のうえ、申請施設において実際に取り扱うリネン類ごとに、各工程（入荷、選別、洗濯、仕上、出荷、保管、運搬）及び施設内の清潔保持等の各業務について、作業手順が具体的に記載されているものを提出して下さい。また、その際、特に重要な指定洗濯物の消毒方法（洗浄方法）については、フロー図（別掲の見本参照）を使って説明して下さい。</p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
<p>b) 作業日誌</p> <p>(8) 作業者の管理</p> <p>① 営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が伝染するおそれのある疾患に感染したときは、営業者はこの旨を保健所に届け出るとともに、当該従業者を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も同様に届け出ること。</p> <p>② 営業者は、従業者またはその同居者が感染症またはその疑いがある者である場合は、当該従業者本人が治癒または罹患していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。</p> <p>③ 営業者またはクリーニング師は、施設、設備及び器具の衛生管理、洗濯物の適正な処理及び衛</p>	<p>い。</p> <p>また、申請施設で使用される機械設備等との整合性にも留意が必要です。（「標準作業書」の記載内容が、「工場機械設備配置図」、「工場機械設備一覧表」等の関連資料の記述と食い違いがないよう精査してください。）</p> <p>●（参考）標準作業書の作成について</p> <p>申請業者において、現場のリーダーが作業者に作業の説明をする際の資料等として作成している「標準作業書」（「作業手順書」「作業マニュアル」等の呼称も可）を提出してください。</p> <p>（注）個々の作業ごと（別業）のマニュアルの集合体を「標準作業書」としている例もあります。</p> <p>なお、「標準作業書」の提出に当たっては、以下に留意して作成されていることを確認してください。</p> <p>（ア）「標準作業書」については、「事業者が受託するリネンサブリ業務の適正化及び標準化を図るためのものとして作成すること。取扱いリネン類ごとに、入荷、選別、洗濯、仕上、出荷、保管、運搬及び施設内の清潔保持の各業務について、作業手順が記載されていること。」とされています。</p> <p>（認定申請書記載要領）</p> <p>（イ）一般に、「標準作業書」には、「個々の作業の手順」、「使用する機械・装置・設備・システム・情報」、「品質・安全上で注意すべき事項」「異常時の処置」などが盛り込まれるべきとされています。内容を確認のうえ必要に応じて加筆、修正を行ってください。</p> <p>（ウ）また、「標準作業書」には、特に決められた様式・スタイルはありませんので、上記の「リネン類の洗濯に係る標準作業書（例）」を参考に、適宜、図や写真を使ってリーダーや作業者に分かり易く記載し、作成してください。（協会HPの例をコピーしたものは不可）</p> <p>●自社工場（申請施設）において、新人や作業者に対して各工程、各業務の作業手順を教育し、訓練する際に使用する作業手順書（自社のオリジナルの、ありのままの手順書）を提出してください。</p> <p>○生産ラインや部署別の毎日の生産数量報告、清掃及び消毒記録、整備点検記録及び出勤状況等を含んだ記録としての『作業日誌』が作成され、適切に保存されていることを確認する。 適□・否□</p> <p>[補足説明]</p> <p>●作業日誌については、パソコンで管理している場合も、内容が確認できれば良い。</p> <p>○施設の責任者等にヒアリングを行い、従業者の健康管理に関する『健康管理マニュアル』が整備されていることと、『定期健康診断結果報告書』を調査し従業者に対する定期的な健康診断が実施されていることを確認する。 適□・否□</p> <p>※健康診断の実施状況等を把握するために次の事項を確認すること。</p> <p>採用時の健康診断書提出…… 有 □ ・ 無 □</p> <p>直近の健康診断実施日…… 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 日</p> <p>定期健康診断の受診状況…… ____ 人・従業者数の ____ %</p> <p>診断結果に基づく健康指導…… 有 □ ・ 無 □</p> <p>○過去に患者が発生した事があるか否かを確認する。 有 □ ・ 無 □</p> <p>○患者が発生した場合の対処方法について理解しているかを確認する。 適□・否□</p> <p>○『健康管理マニュアル』または『衛生管理マニュアル』に、対処方法についての記載があることを確認する。 適□・否□</p> <p>○『健康管理マニュアル』または『衛生管理マニュアル』に、従業者を作業に従事さ 適□・否□</p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
<p>生的な取り扱い並びに洗剤、有機溶剤等の適正な使用等について、常に従業者の教育、指導に努めること。[一部ドライクリーニング]</p> <p>④ 営業者は、従業者の資質の向上、知識の習得及び技術の向上を図るため、クリーニング業法に基づく研修または講習のほか、関連する研修または講習に参加させ、または参加する機会を与えるよう努めなければならない</p> <p>(9) 消 毒 指定洗濯物を処理する際の、一般的な消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法の概要は次のとおり。</p> <p>① 消毒方法</p> <p>1) 理学的的方法</p> <p>a) 蒸気による消毒 蒸気がま等を使用し、100℃以上の湿熱に10分間以上触れさせること（温度計による器内の温度を確認すること）。</p> <p>b) 熱湯による消毒 80℃以上の熱湯に10分間以上浸すこと（温度計により温度の確認をすること）。</p> <p>2) 化学的方法</p> <p>a) 塩素剤による消毒 晒し粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素250ppm以上の水溶液中に30℃以上で5分間以上浸すこと（この場合、終末遊離塩素が100ppmを下回らないこと）。</p> <p>b) 界面活性剤による消毒 逆性石鹼液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸すこと。</p> <p>c) ホルムアルデヒドガスによる消毒 あらかじめ真空にした装置に、容積1立方メートルにつきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上を同時に蒸発させ、密閉したまま60℃以上で1時間以上触れさせること。</p> <p>d) 酸化エチレンガスによる消毒</p>	<p>せる前に感染させる恐れがない旨の証明を確認しなければならない規定があることを確認する。</p> <p>○施設の責任者またはクリーニング師にヒアリングを行うとともに、『研修マニュアル』、『研修スケジュール表』及び『研修実施記録簿』により計画的に体系的な研修が行われていることを確認する。 適□・否□</p> <p>※研修の実施状況を把握するために次の事項を記録簿にて確認すること。</p> <p>採用時研修の有無……… 有 □ ・ 無 □</p> <p>研修の頻度……… _____日に1回の割合で実施</p> <p>研修参加者………氏名の記載 □ 人数のみの記載 □ 参加率の記載 □</p> <p>○研修内容に次の項目が含まれていることを確認する。 適□・否□</p> <p><input type="checkbox"/> (一社)日本リネンサプライ協会の倫理綱領</p> <p><input type="checkbox"/> リネンサプライ業に係わる洗濯施設及び設備に関する衛生基準</p> <p><input type="checkbox"/> クリーニング業法及び関係諸法令</p> <p><input type="checkbox"/> 機械設備及び器具類の衛生管理</p> <p><input type="checkbox"/> 洗濯物の適正な処理及び衛生的な取り扱い</p> <p><input type="checkbox"/> 洗剤等の薬剤の性質と適正な使用方法</p> <p><input type="checkbox"/> 労働安全衛生及び健康管理</p> <p><input type="checkbox"/> その他 特記事項</p> <p>(_____)</p> <p>○施設の責任者等にヒアリングを行い確認する。 適□・否□</p> <p>「① 消毒方法」又は「② 消毒効果を有する洗濯方法」のいずれかを選択する。</p> <p>○消毒を行っている場合、該当する方法を確認する。 (下記に○を付す)</p> <p>1) - a ・ 1) - b ・ 2) - a ・ 2) - b ・ 2) - c ・ 2) - d ・ 2) - e</p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
<p>あらかじめ真空にした装置に、酸化エチレンガス及び炭酸ガスを1対9に混合したものを注入し、大気圧に戻し50℃以上で2時間以上触れさせるか、または10気圧まで加圧し50℃で1時間以上触れさせること。</p> <p>e) 過酢酸による消毒 過酢酸濃度150ppm 以上の水溶液中に60℃以上で10分間以上浸すこと、または過酢酸濃度250ppm 以上の水溶液中に50℃以上で10分間以上浸すこと。(過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるため、使用する際は注意すること。)</p> <p>② 消毒効果を有する洗濯方法</p> <p>1) 洗濯工程中に消毒効果のある塩素剤を使用する方法</p> <p>a) 洗濯は、適量の洗剤を使用して、60℃以上の温湯中で10分間以上本洗を行い、脱水後、すすぎ及び塩素剤添加による消毒を行うこと。</p> <p>b) すすぎは清浄な水(水道法に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。以下同じ)により4回以上(各3分間以上)行い、各回ごとに換水とする。</p> <p>c) 塩素剤添加による消毒は、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、すすぎの2回目以降に添加し、遊離塩素250ppm以上となるようにして行うこと。</p> <p>2) 熱湯または蒸気による消毒後洗濯する方法</p> <p>a) 消毒は、80℃以上の熱湯に10分間以上浸すか、または100℃以上の蒸気に10分間以上触れさせて行い、その後洗濯を行うこと。</p> <p>b) 洗濯は、適量の洗剤を使用して、60℃以上の温湯中で10分間以上本洗を行い、脱水後、すすぎは、清浄な水により4回以上(各回3分間以上)行い、各回ごとに脱水すること。</p> <p>3) 洗濯において消毒効果のある四塩化(パークロル)エチレンを使用する方法 四塩化エチレンに5分間以上浸し洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で50℃以上に保たせ10分間以上乾燥させるか、四塩化エチレンで12分間以上洗濯をすること。</p> <p>4) 連続洗濯機において塩素剤を使用する方法</p> <p>a) 洗濯は、適量の洗剤を使用して、60℃～70℃の適量の温湯中で10分間以上本洗を行うこと。</p> <p>b) すすぎは、清浄な水を用いてバッチ洗いと同等以上の換水効果が得られるよう流量を調整して行うこと。さらに、当該工程中に、遊離塩素が250ppm以上となるよう次亜塩素酸ナトリウムを投入し、遊離塩素が100ppm以上の水中に5分間以上浸されているようにすること。</p> <p>5) 連続洗濯機において80℃以上の熱湯で10分間以上洗濯する方法 適量の洗剤を使用して80℃以上の適量の熱湯中で、10分間以上本洗を行い、清浄な水を用いて、バッチ洗いと同等以上の換水効果が得られるようにすすぎを行うこと。</p> <p>6) 連続洗濯機において過酢酸を使用する方法(洗濯脱水機も同様) 洗濯物を過酢酸濃度が150ppm以上かつ60℃以上の水溶液で10分間以上処理する工程を含むものまたは過酢酸濃度が250ppm以上かつ50℃以上の水溶液で10分間以上処理する工程を含むものであること。(過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるため、使用する際は注意すること。)</p> <p>7) 上記の洗濯方法と同等の効果を有する洗濯方法</p> <p>③ 設備及び容器等の消毒方法の概要</p>	<p>○消毒効果を有する洗濯方法で処理している場合、該当する方法を確認する。 (下記に○を付す)</p> <p>1) ・ 2) ・ 3) ・ 4) ・ 5) ・ 6) ・ 7) () 具体的方法を記入</p> <p>○上記の方法が適切な処理で行われているか確認する。 適□・否□</p> <p>[補足説明] ●1)～7)のいずれの場合も、<u>詳細な洗浄方法(連洗の型式、サイクルタイム、連洗への薬剤の投入槽・投入量・洗濯各槽温度等を示すフローチャート)、及びその結果の検体検査成績書を提出</u></p> <p>○施設の責任者等にヒアリングを行うとともに、『消毒マニュアル』等により設備及び 適□・否□</p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
<p>1) ランドリー処理用の洗濯機及び脱水機は、塩素剤または界面活性剤の水溶液を満たして稼動するか、または槽内及び投入取出口等をこれら消毒液を用いて清拭することにより消毒する。</p> <p>2) 洗濯物の格納設備または容器及び運搬・集配容器は、塩素剤または界面活性剤等の水溶液を用いて、浸漬または清拭等により消毒するか、またはホルムアルデヒドガスにより消毒する。</p> <p>3) その他消毒する器具等についても、その材質に応じ加熱（蒸気、熱湯）または消毒液（塩素剤または界面活性剤等の水溶液）による消毒のいずれかにより消毒する。</p> <p>④ 指定洗濯物の衛生基準</p> <p>1) 変色及び異臭がないこと。</p> <p>2) 大腸菌群が検出されないこと。</p> <p>3) 黄色ブドウ球菌が検出されないこと。</p> <p>4) 一般細菌数は、100cm²当たり12,000個以下であること。</p> <p>(10) 環境の保全</p> <p>① 営業者は、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理するとともに、公害の発生を防止し、自然環境を保全するために必要な設備を有すること。</p> <p>② 水質汚濁に係わる環境基準、土壌の汚染に係わる環境基準、ばい煙発生設備における排出基準等の関係法令で規定される各基準を遵守すること。</p> <p>③ 各基準の遵守を担保するため、所轄保健所及び自治体の指導に基づき、必要となる検査を年1回以上自主的に実施し、検査証等を保管すること。</p> <p>(11) 自主管理体制</p> <p>① 施設、設備及びリネン類等の管理及び取り扱いに係わる具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底させること。</p> <p>② 営業施設ごとに施設、設備及びリネン類を衛生的に管理し、リネン類の処理及び取り扱いを適正に行うための自主管理体制を整備し、クリーニング師及びその他適当な者にこれらの衛生管理を行わせること。</p> <p>③ クリーニング師等は、営業者の指示に従い、責任をもって衛生管理に努めること。</p> <p>④ 指定洗濯物に関して、6ヶ月に1度以上の割合で自主的に検体検査を行うこと。</p>	<p>容器等の消毒方法が適正に定められているかを確認する。</p> <p>○現物を見るとともに、6ヶ月に1度の割合で自主的に実施している検体検査の記録が数値をクリアしているか確認する。 適□・否□</p> <p>[補足説明]</p> <p>●<u>指定洗濯物（タオル）を扱う認定工場は、概ね6ヶ月の間隔で年に2度の検体検査を受け、衛生基準に定める基準に合格しなければならない。1度でも検査を怠っている場合、不合格の場合は、更新は認められない。</u></p> <p>○ばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理していること、公害発生の防止、自然環境保全のために必要な設備を有しているかを確認する。 適□・否□</p> <p>○実地調査時の確認書類により、遵守されているかを確認する。 適□・否□</p> <p>○必要となる検査を自主的に実施し、記録を保管しているか確認する。 適□・否□</p> <p>○『衛生管理マニュアル』及び『研修記録簿』等により、従業者に内容を徹底させていることを確認する。 適□・否□</p> <p>○自主管理体制が整備され、適切な者が管理責任者であることを確認する。 適□・否□</p> <p>○ヒアリングを行い、確認をする。 適□・否□</p> <p>○検体検査を継続的に行って数値をクリアしているか確認する。（再掲） 適□・否□</p> <p>[補足説明]</p> <p>●<u>検体検査結果報告書について（協会HPより）</u></p> <p><u>既に認定を受けている施設は、衛生基準に基づき、「6ヶ月に1度以上の割合で指定洗濯物（タオル）の自主的な検体検査」を行う必要がありますので、更新申請に当たっては、過去3年間の検体検査結果を提出しなければなりません。（検査を実施していなかった場合は「不合格」となります。）</u></p> <p><u>（注）令和3年度に「不合格」事例が発生した。）</u></p> <p><u>一方、新規申請で、過去に検体検査を実施していなかった場合は、速やかに検体検査を受けて申請時に検体検査結果を提出してください。（検体検査を実施している場合は、3年間の結果を提出してください。）</u></p> <p><u>なお、更新、新規のいずれの場合も、協会の会員の施設は、協会の「指定洗濯物検体検査事業」による検査結果報告をもってこれに代えることができます。</u></p> <p><u>（協会のホームページに「指定洗濯物検体検査実施要領」が掲載されています。）</u></p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
	<p>●<u>検査開始の遅延又は合格するまで検査を繰り返したことにより、検査の間隔が3ヶ月未満又は9ヶ月以上となってしまった場合は、更新申請時に、「ことの顛末を記した書類(代表者名・押印)」を提出しなければならない。</u></p>

『衛生基準認定制度』において規定される事項	衛生基準認定制度の規定に関するチェックポイント
<p>◎ドライクリーニング処理の項目（再掲）（*このページは、従来のP5からP15に移動）</p> <p>(2) 施設及び設備等</p> <p>⑧ 有機溶剤を使用しての洗濯物の処理（以下「ドライクリーニング処理」という）を行うクリーニング所には、局所排気装置等の換気装置を設ける。有機溶剤使用に伴い生じる従業員の健康保持への責任と、悪臭等による周辺への影響についても配慮すること。</p> <p>⑬ 有機溶剤の清浄化に伴って生じるスラッジ等の廃棄物を入れる蓋付きの容器を備えること。</p> <p>(3) 施設、設備及び器具の管理</p> <p>⑤ クリーニング所内は、十分に換気をすること。特に、ドライクリーニング処理を行う施設については、気化した有機溶剤の換気または回収に留意すること。</p> <p>⑨ ドライクリーニング処理用の洗濯機等は、有機溶剤の漏出がないよう常に点検し、使用中もその漏出の有無について留意すること。</p> <p>(4) リネン類の管理及び処理</p> <p>⑤ b) ドライクリーニング処理する場合には、選定した有機溶剤に水、洗剤等を適量に混合したものを使用し、処理時間、温度等を適正に調整して行うこと。</p> <p>⑧ ドライクリーニング処理の乾燥は、乾燥機等の装置内で、使用した有機溶剤の種類等に応じて行うこと。</p> <p>(5) 洗剤及び溶剤等の管理</p> <p>③ ドライクリーニング処理に使用する有機溶剤は、清浄なものであること。</p> <p>④ 有機溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。</p> <p>⑤ 使用中または使用後の有機溶剤は、溶剤中に分散された汚れを除去するために清浄化を行うこと。この場合、濾過または吸着により有機溶剤の清浄化を行っても清浄にならないものは、蒸留するかまたは新しい溶剤に交換すること。</p> <p>⑥ ドライクリーニング処理を行う場合は、洗浄効果を高めるため、溶剤中の洗剤濃度及び溶剤相対湿度を常に点検し、適正な濃度及び湿度の維持に努めること。</p> <p>⑦ 有機溶剤の清浄化に使用したフィルター等を廃棄する場合は、専用の蓋付き容器に納め処理すること。</p> <p>⑧ 有機溶剤を含有するしみ抜き薬剤は、密閉できる容器に入れて使用し、それ以外のしみ抜き薬剤は、適正濃度に調整して使用すること。</p> <p>⑨ リネン類の処理に使用した洗剤、有機溶剤及びしみ抜き薬剤等が、仕上げの終わったリネン類に残留することがないようにすること。</p> <p>⑨ 営業者またはクリーニング師は、各種の洗剤、有機溶剤等の特性及び適正な使用方法について従業者に十分理解させ、その保管及び取り扱いを適正にすること。</p>	<p>◎ドライクリーニング処理設備の有無について 有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/></p> <p>*「有」の場合はドライクリーニング関連の項目を一括してチェックする。</p> <p>○換気設備が適正(5回転以上/h)に設けられているかを確認するとともに、有機溶剤使用に伴い生じる従業員の健康保持への責任と悪臭等による周辺への影響について配慮されていることを確認する。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○スラッジ等の廃棄物を入れる蓋付きの容器を備えていることを確認する。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○気化した有機溶剤の換気または回収が適切に行われているかを確認する。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○有機溶剤の漏出を防ぐ十分な点検体制があることを確認する。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○洗濯工程の『マニュアル』が機械に掲示されていることを確認する。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○現物にて乾燥していることを確認する。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○現物を見て使用している有機溶剤が清浄なものであることを確認する。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○適宜新しいフィルターに交換される等、常に清浄な溶剤が得られていることを確認する。(交換記録の作成) 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○有機溶剤の清浄化及び交換のために一定の基準が設けられているなど適切な対応がなされていることを確認する。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○清浄効果を高めるための一定基準が設けられているなど適切な対応がなされていることを確認する。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○『廃棄記録』等により、使用したフィルターの廃棄が適正に行われていることを確認する。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○有機溶剤を含有するしみ抜き薬剤の容器を確認するとともに、それ以外のしみ抜き薬剤の使用濃度を確認すること。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○現物を見て仕上げの終わったリネン類に残留が無いか確認する。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p> <p>○従業者に対し十分な教育がなされていることを確認する。 適<input type="checkbox"/> ・ 否<input type="checkbox"/></p>

確認書類リスト

ー 調査員が再確認する書類。申請者が自己チェック時に確認する書類 ー
 (調査員は、1～14頁で確認済みのため再確認のチェック必要なし。申請者は、申請時に自己チェックしてください。)

(記録簿等は3年間保存)

《処理及び管理に関するマニュアル》

- | | |
|-----------------|--|
| 1 衛生管理マニュアル | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 2 機械設備保守点検マニュアル | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 3 健康管理マニュアル | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 4 清掃・消毒マニュアル | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 5 機械設備別の工程マニュアル | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 6 作業マニュアル | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 7 研修マニュアル | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |

《各マニュアルに基づく実施記録》

- | | |
|----------------------|--|
| 1 清掃記録 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 2 害虫駆除実施記録 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 3 機械設備保守点検実施記録 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 4 機械設備修理記録 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 5 消毒実施記録 | |
| 運搬車両 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 洗濯機及び脱水機 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 運搬・格納容器 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 6 交換記録 | |
| プレス機等の被布・ロールパッド等 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| ドライ機のフィルター | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 7 在庫管理記録 特定薬剤等の受払い記録 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 8 廃棄記録 特別管理産業廃棄物 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 9 定期健康診断結果報告書 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 10 工場管理日誌 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 11 研修スケジュール表 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 12 研修実施記録簿 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |

《苦情処理の関係》

- | | |
|-------------------|--|
| 1 苦情・問合せへの対応図 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 2 苦情処理体制図 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 3 苦情に関しての緊急連絡先一覧表 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 4 苦情受付記録簿 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 5 苦情処理記録簿 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |

《備え付け書類／記録》

- | | |
|-----------------|--|
| 1 標準作業書 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 2 作業日誌 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 3 水質検査の記録(井戸水) | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 4 安全データシート(SDS) | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 5 検体検査記録(指定洗濯物) | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |

《関連諸法令に関する書類》

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1 クリーニング業法 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 2 労働安全衛生関係法令集 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 3 消防関係法令集 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 4 環境公害関係諸法 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 5 P R T R法関係の書類 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 6 エネルギー管理指定工場・エネルギー管理者(員)関係の書類 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 7 テトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する書類 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |

《その他》

- | | |
|----------------------|--|
| 1 建物・工場設備配置図(レイアウト図) | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 2 緊急連絡先一覧表 | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 3 補修業者リスト | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |
| 4 修理・メンテナンス業者リスト | 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> |

【参照】工場管理日誌

工場管理日誌		年 月 日()			
		工場責任者			
		担当			
各作業所において、工場長又はクリーニング師は、日々作業所の施設、設備及び作業者の衛生全般について点検管理すること					
特に循環水口、排水口は毎日点検掃除、また内壁、窓は1回/週 天井、照明、換気扇は1回/年掃除点検実施することが望ましい					
各設備の安全上は問題ないか？					
各機の火災点検項目は問題ないか？					
5Sの点検項目は実施しているか？					
作業者はマスクをしているか？作業場は換気をしているか？等々					
	点検項目	清掃、消毒	安全、衛生	火災	異常有無
汚染	ワゴン				
	仕分け場				
	コンベアー				
準汚染	作業場				
	ワゴン				
	洗濯脱水機				
清潔	乾燥機				
	作業場				
	連続洗濯機				
作業区	油圧脱水機				
	コンベアー				
	乾燥機				
域	投入機				
	ロール機				
	フォルダー機				
業	タオルフォルダー				
	製品置き場				
	洗剤タンク				
域	台車				
特記事項					

[補足資料② その他]

1. 図面等について

- 図面（工場機械設備配置図・レイアウト図）について（協会HPより）

(1) 縮尺等：A3サイズ以上で縮尺1/200以下

申請施設内の機械設備全般の配置図と給排水経路図は別図面で作成すること。

提出部数は4部（正1部、副3部）

* 図面のサイズは、正1部はA1又はA2、副3部はA2又はA3の縮小版でも構いません。

（但し、給排水経路図はA3のみで可）

注) 1. 図面サイズ・縮尺にかかわらず、図面内の文字表記等が全て認識できる適切な文字サイズであること。

2. 図面提出時は、文字表記等が認識可能で図面サイズ、文字サイズが適切であることを予め確認すること。（図面内の文字表記等が認識できないため、審査に支障をきたす場合には図面を差し戻すこともあります。）

(2) 記入内容：①作業区域（「汚染作業区域」「準汚染作業区域」「清潔作業区域」の別を省略せずに表記する。「不潔作業区域」「汚染区域」等は使用不可）、②隔壁の位置、③品物の流れ（工場入口から出口まで）、④指定洗濯物置場、⑤トイレ及び手洗い（消毒器）を記入する。

(3) 色分け：①汚染作業区域を赤線で囲う。

②文字の色：汚染作業区域は赤色、準汚染作業区域は青色、清潔作業区域は緑色

③機 械：機械設備の新設は赤色、移設は青色、既設は黒色で表示する。

（新規申請の場合は全て黒色）

* 「工場機械設備一覧表」に記載された機械設備の番号を表示する。（型式は不要）

* 自動閉トビラには自動閉と表示

④リネンの流れ：工場の入口から出口まで赤色の矢印で表示する。（赤色では見にくい場合など、凡例を付けて他の色にすることができる。）

(4) その他：必要に応じて、申請工場内の状況を説明する資料を添付してください。

- 図面及び工場機械設備一覧には「ボイラー」「コンプレッサー」の記載も必要である。（記載が漏れている場合は、「加筆修正し、（調査員に）提出するよう」指示する。）

- 手洗いの設置場所を表示

手洗い、消毒器は青色で□内を塗りつぶす。

- 部分的認定の場合

施設の一部に「審査対象外」の区域やフロアがある場合には、そのカ所を図面上に明示する。この場合、対象外部分と対象部分のそれぞれに責任者（工場長、所長等）置かなければならない（同一人は認められず、組織図の提出が必要である。）

（認定書には、「〇〇ライン」、「〇〇リネン工場」などと対象箇所を限定して記載することになる。）

2. 機械設備一覧表について

- 工場機械設備配置図と整合性を保つよう配慮する。

- 「ボイラー」「コンプレッサー」の記載も必要である。（「図面」にも。）

3. 申請の時期、その他

- 申請時期について

新設の施設の場合は、申請時点で平常に稼働している必要があります。（認定審査では、ハード面に加えリネン類の管理及び処理、作業者の管理等ソフト面についても基準に適合しているか否かを判定する必要があるためです。）（協会HPより）

- 確認書について

確認書は、申立者ごとに提出するものですので、押印は申立者本人の私印（社印等は不可）、住所は個人の住居地となります。

4. 衛生基準認定制度の対象外とされた事例（参考）

● 洗濯施設・設備を持たない工場

理由：衛生基準認定制度は、クリーニング業法に定められたリネンサプライ業に使用される洗濯施設が遵守すべき施設及び設備に関する協会の基準に適合する良質の工場を認定するものである。また、基準認定の可否判定の主眼は、洗濯施設・設備の構造や管理状況の適否であり、「洗濯機能を持たない」施設は、認定審査の対象となり得ない。

● おしぼり専門工場

理由：衛生基準認定制度は、リネンサプライ工場を対象としており、オシボリのみを取り扱う施設（工場）は、リネンサプライ工場とはいえないことから本制度の対象とはならない。

（参考）①ホテルリネン、病院寝具、貸しおむつ、貸しおしぼり等については、それぞれの業界団体が組織され、それぞれの個別の衛生基準等に基づいて衛生の確保・向上を目指してきたところである。

②衛生基準認定制度は、「原則としてリネンサプライに類する洗濯物のみを取り扱う専門施設」を対象としており、これまで、申請施設（工場）の業務の一部にオシボリが含まれる事例はあったが、オシボリ単独の施設（往生）が申請された例はない。

※申請者は、外国人技能実習生の受入を企図していると思量されたが、おしぼりしか扱っていない工場は、審査基準に示された必須業務を実習させることはできず、実習計画の認定が下りないことは明らかであった。